



平成25年12月9日

各 位

会社名 株式会社学情
代表者名 代表取締役社長 中井 清和
(コード番号 2301 東証第一部)
問合せ先 管理部ゼネラルマネージャー 瀬川 哲矢
TEL 06-6346-6830 (代表)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成20年1月25日開催の第30期当社定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入しております。その後、平成23年1月21日開催の第33期当社定時株主総会において同対応策の更新について株主の皆様のご承認をいただきました（以下更新後の対応策を「現プラン」といいます。）。現プランの有効期限は、平成26年1月24日開催予定の当社第36期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は現プランの導入後における社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる動向及び議論の進展を踏まえ、現プランの更新の是非について検討してまいりました。

その結果、当社は、平成25年12月9日開催の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号柱書に規定される当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、当社定款第15条に基づいて本定時株主総会における株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、現プランを更新する（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）ことを決定しましたのでお知らせします。また、本プランは、本日開催の当社取締役会において、社外取締役1名を含む全取締役及び社外監査役2名を含む全監査役が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、いずれの取締役及び監査役も本プランに異議がない旨の意見を述べております。本プランの更新にあたり、一部形式的な整理・修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。なお、平成25年10月31日時点での当社の大株主の状況は、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式に対する具体的な大規模買付行為（下記Ⅲ. 2. (1) に定義されます。）に関する提案の事実はありません。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式に対する大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。したがって、大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、突然の大規模買付行為が発生した場合には、株主の皆様にご当該行為を受け入れるか否かについて短期間に判断して頂くことになりかねません。

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの株主の皆様のご判断が適切に行われるためには、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1) に定義されます。）からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に応じるべきか否かを判断して頂くための情報や時間を確保することが不可欠であると考え、以下のとおり現プランの

一部を変更して本プランを定めるものであります。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社は、昭和51年に実鷹企画の名称で総合広告代理業を創業し、昭和56年11月に「学生就職情報センター」部門を新設、就職情報事業に進出し、現在に至っております。

当社は、「私達は、仕事を通して社会のお役に立つ企業づくりを目指します。」という基本理念のもと、総合就職情報企業として“きめ細かいサービス”“質の高い情報”をタイムリーに提供できるよう全社一丸となり日々研鑽を続けております。また、事業の展開にあたりましては、以下を基本方針としております。

- ・新卒採用情報から中途採用情報までの一貫した総合就職情報企業を目指す。
- ・新規事業領域への進出と自社商品の開発により売上・利益の拡大を目指す。
- ・社員の質的向上を図り、営業生産性を高め成長スピードを加速させる。
- ・サービス・商品・営業手法のすべてにおいてニーズを先取りした差別化戦略を実行する。
- ・組織の効率を高め、意思の伝達及び業務の迅速化を図る。
- ・社会からの信頼や尊敬を集め、上場企業にふさわしい企業であり続けるべくコーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス体制の強化を図る。

また、社会そして市場から信頼される企業であり続けることを目指して、経営基盤のさらなる安定を図り、かつ経営効率を一層高めていくよう努力を続けてまいります。

当社は、創業以来オリジナリティあふれる独自商品の開発・販売にこだわり続け、さまざまな紆余曲折を乗り越え、独力で会社を成長・発展させてまいりました。その結果、平成18年10月には東京証券取引所第一部に上場し、企業としての一つの大きなステージに到達しました。当社の主たる事業領域は、新卒採用支援事業を中心としつつ、中途採用支援事業も含めた「採用支援事業」全般にあり、近年では、公的機関から雇用対策事業を受託するなど、従来の民間需要だけでなく公的需要も取り込み事業を展開しております。この両輪は、景気循環により少なからず影響を受けてきた当社業績の「安定化」に効果を発揮しました。平成29年度を最終年度とする中期計画において、前期（平成25年10月期）に26.7億円であった売上高を55億円に拡大させるという目標を達成しようとした場合、この両輪に加えてさらなる新しい事業領域への進出、あるいは現在の事業領域におけるブランド力を持った新商品の開発が不可欠となっております。

こうした中、当社は現状に甘んじることなく、さらなる高みを目指し、平成25年1月29日に株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社と資本業務提携を締結いたしました。これは昭和51年の創業以来初めての戦略的提携となります。当社は、かかる提携を通じて、当社及び株式会社朝日新聞社及び株式会社朝日学生新聞社の教育・人材関連事業に関して、相互にそれぞれの経営資源、経営ノウハウを提供することで相互の企業価値の向上を図り、今後朝日新聞社グループとさまざまな面でパートナーシップを深め、当社の事業領域そのものを飛躍的に拡大・発展させていく所存です。かかる提携に基づく具体的な施策の一つとして、平成25年6月から新卒向け就職サイト「学情ナビ」を平成27年卒業予定者対象分より、「朝日学情ナビ」へ名称変更及びサイトの全面リニューアルを実施したところ、各大学における登録学生数が激増し、かつ多方面からの問合せが急増するなど、事業環境の好転もあいまって、前期（平成25年10月期）における当社の売上拡大に寄与するなどの効果がでております。

上記を踏まえつつ、当社の今後の中長期的な経営戦略としては、以下を推進していくこととしております。

- ・「確固たる学情ブランドの確立」
- ・「Web商品ラインナップの拡充による高収益体質の進展」

- ・「事業のグローバル化」
- ・「教育・研修分野における事業領域の確立」
- ・「大学就職部支援事業の推進」

上記を達成するには、当社全社員の能力向上が必要不可欠であります。当社は“トータルとしての「会社力」の一層の強化”を図りつつ、将来的には、「就職」「人材」という枠にとらわれず「総合情報企業」として世界のリーディングカンパニーとなるべく成長し、当社の企業価値の向上を図っていきたいと考えております。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、会社の意思決定機関である取締役会の活性化並びに経営陣に対する監視と、不正を防止する仕組みが企業統治であるとの考えを基本としております。

当社の取締役会は、現在取締役4名で構成され、うち1名は独立性を有する社外取締役です。社外取締役ににつきましては、前期（平成25年10月期）より招聘し、当社取締役会における意思決定の客観性を高め、独立した第三者の立場から経営を監督する機能を担っております。また、監査役会制度を採用しており、監査役は3名で、うち2名は社外監査役です。社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係、その他利害関係はありません。

また、当社では経営環境の変化に即応するため、毎月開催する定例の取締役会に加え、緊急を要する場合には、臨時取締役会を開催し、議論・審議にあたっております。

また、業務執行の迅速化と各部署が抱える問題点を把握し速やかに対処するため、取締役・監査役及び全国の部署責任者による週間業務報告会議をテレビ会議システムを通じて毎週開催すると共に、月に1回は全員が一堂に会し本社にて月間業務報告会議を開催しております。

監査役（常勤）は常に取締役会及び週間業務報告会議、月間業務報告会議に出席し、適宜、意見の表明を行うとともに、内部監査担当者との連携を密にし、監査の実効性を高めております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの概要

(1) 目的

当社は、大規模買付行為に対する当社株式の売却や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の適否に関する判断は、最終的には、株主の皆様のご意思に委ねられるべきものであると考えております。平成25年10月31日現在の当社の株式の状況は、別紙1に記載のとおり、現経営陣の他に当社の資本業務提携先であり当社の第2位及び第3位の大株主である朝日新聞社グループによる比較的安定した保有状況となっておりますが、当社役員及びその関係者（以下「当社役員等」といいます。）については当社の発行済株式総数の26.29%（総株主の議決権数に対する割合33.18%）を保有し、従前の保有比率より低下しております。

一方で、当社は就職情報事業での競争力や商品力の強化、新市場開拓に努めるべく、人材の採用及び募集から入社後の戦力化までをトータルに実現するサービス体制を構築するための外部企業との提携等を引き続き図ってゆく所存です。現時点では具体的な予定はありませんが、中長期的な事業領域の拡大や投資等に伴う資金調達的手段として、自己資本の充実のための資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、仮に実施した場合には当社役員等の保有比率が一層低下する可能性もあります。さらに、朝日新聞社グループと当社役員等は必ずしも協調して議決権を行使するとは限らず互いに独立した関係にあります。また、当社が今後他社とさらなる業務資本提携等を行うことによって株主構成が変化する可能性も否定できず、役員の変動等による当社役員等の保有比率が低下する可能性もあり、当社役員等が個別の事情に基づく株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の比較的安定的な株主構成を維持できない事態も今後は起こり得ると考えられます。

当社は、大規模買付行為に応じるか否かの判断を株主の皆様適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を踏まえて頂くことによって、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをより適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関して必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求めたうえで、株主の皆様適切に判断して頂くこと、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、又は大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対して提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は現プランの更新を決定いたしました。

(2) 手続の設定

本プランは、下記2. (1)に定義される当社株券等の20%以上の買付け若しくはこれに類似する行為又はその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております。(詳細については下記「2.本プランの内容」をご参照下さい。)

大規模買付者が本プランを遵守して、大規模買付行為を行おうとする場合は、取締役会評価期間(下記「2.本プランの内容」(3)①に定義されます。)中は、大規模買付行為は禁止されます。

(3) 特別委員会の利用等

本プランに基づく対抗措置の発動又は不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、特別委員会運営規則(その内容については別紙2をご参照下さい。)に従い、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外有識者等から構成される「特別委員会」の客観的な判断を最大限に尊重することとします。なお、本プランが本定時株主総会にて承認された後において予定される特別委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙3のとおりです。

(4) 対抗措置の発動

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守せずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対して明白に侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記2. (4)①に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付者が本プランにおいて定められた手続を遵守した場合でも、大規模買付行為が下記2. (4)②に定義される事項に該当するような場合は、下記2. (4)①に定義される対抗措置を発動することがあります。

本プランに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使又は当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの内容

(1) 対象となる大規模買付行為

「大規模買付行為」とは、以下のいずれかに該当する行為(但し、当社取締役会が予め同意した行為は除かれます。)若しくはその可能性のある行為とし、当該行為者を「大規模買付者」といいます。

- ① 当社が発行者である株券等^(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合^(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得^(注3)
- ② 当社が発行者である株券等^(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合^(注5)とその特別関係者^(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得^(注7)
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株

主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者^(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^(注9)を樹立する行為。^(注10)（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人（以下「契約金融機関等」といいます。）は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出及び情報提供の要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、本プランに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された事実及び必要に応じてその内容について、株主の皆様に対して速やかに情報開示を行うものとします。なお、意向表明書には、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。

当社取締役会は、大規模買付者より意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して当初提供して頂く「情報提供リスト」を大規模買付者に交付します。当該情報の具体的内容は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては下記のとおりです。

記

【情報提供リストの項目】

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者^(注1)、特別関係者及び組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細^(注2)。（具体的名称、住所、沿革、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）

連絡先、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。)

(※1) 金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。

(※2) 大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人又はその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の開始及び終了の時期を含む)、年齢及び国籍を記載。

- ② 大規模買付者及びそのグループがそれぞれ保有する当社の全ての有価証券、過去 180 日間において大規模買付者及びそのグループがそれぞれ行った当社有価証券に係る全ての取引(取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。)、及び当社有価証券に関して大規模買付者及びそのグループが締結した全ての契約、取決め及び合意(口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。)の内容。
- ③ 大規模買付行為の目的(当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策)、方法及び内容。(買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付け後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合はその旨及びその理由、実現可能性等を含む。)
- ④ 当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記①に準じた内容)及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社有価証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策並びに配当政策と当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- ⑤ 買付資金等の裏付け。(当該資金の提供者(実質的提供者を含む。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。)
- ⑥ 買付等の価格の算定根拠。(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。)
- ⑦ 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
- ⑧ 大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。
- ⑨ 大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可の維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性。
- ⑩ 大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性。
- ⑪ その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や情報提供リストに係る回答などを、速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や情報提供リストに係る回答に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、大規模買付者に対して自ら又は当社取締役会を通じて必要な情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や情報提供リストに係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された必要な情報に係る回答(以下、総称して「大規模買付情報」といいます。)を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実並びに交付日を開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

また、特別委員会は、大規模買付者が本プランに定められた手続に従うことなく大規模買付行為が

開始されたものと判断する場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を發動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を發動する場合があります。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の提示

①取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付者からの大規模買付情報の提供が完了した後、大規模買付行為が対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の勧告・助言等を得ながら、大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取り纏め、また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。当社は、これらについて、当該時点において適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

② 特別委員会の設置及び利用

当社は、本プランが適正に運用されること、ならびに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を取る場合において、その判断の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置いたします。

特別委員会は当社取締役会によって設置され、特別委員は3名以上で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役または社外の有識者等(弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。)の中から選任するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提供される大規模買付情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か、対抗措置を發動するか否か、本プランの修正又は変更等について、当社取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問し客観的な判断を経るものとします。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重に取り纏め、当社取締役会に対して勧告します。当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限に尊重した上で、対抗措置の發動又は不發動等その他必要な決議を行うものとします。

③情報開示

当社は、大規模買付者が出現した場合、上記(2)から(3)の手続きについて、当社取締役会及び特別委員会が、適切と判断する事項について、適切に情報開示を行います。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合には、大規模買付者の買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置(以下「対抗措置」といいます。)の發動を決定する場合があります。

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、並びに対抗措置の發動又は不發動の是非については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限に尊重して、当社取締役会が決定します。対抗措置の具体的な手段については、新株予約権の無償割当て等、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします（下記②においても同様とします。）。

(i) 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合

(ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと判断される状況に至った場合

これらの場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、これを当社取締役会に対して勧告を行います。

② 本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社は対抗措置を発動しません。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合で、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問・特別委員会からの勧告を経て、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が下記のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

記

(i) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(iii) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(iv) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(v) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(vi) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、著しく不十分又は不適当な内容である場合

(vii) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用等の著しい毀損により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限に尊重するものとし、当社取締役会の決議により、対抗措置の発動及び不発動に関する事項について、速やかに開示いたします。

(5) 新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づく具体的な対抗措置を実施する場合で、大規模買付者による権利行使が認められないとの行使条件及び当社が大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙4のとおりです。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社の定時株主総会の終了の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、① 当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または② 当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合（本プランに関連する法令、証券取引所規則等の新設又は改廃が行われ、係る新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。なお、本プランで引用する法令の規定は、平成25年12月9日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

3. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本プランが株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発効時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

① 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当ての対象となる株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となりますので、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、特別委員会の勧告を最大限に尊重し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、または、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

② 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則と

して、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者（別紙4の7. に定義されます。）でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。ただし、当社は、下記③に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、原則として、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

③ 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、別紙4の10. に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明・保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅱ. の取組み）について

上記Ⅱ. に記載した各取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの施策は、基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に沿うものであり、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅲ. の取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様から代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本プランは基本方針に照らして不適切な者による支配を防止するための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。また、本プランは経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえたものとなっております。

② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって更新されていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様へ適正に判断して頂くために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものです。

③ 株主の合理的意思に依拠したものであること

本プランは、本定時株主総会における承認を条件として発効するものです。

また、前記Ⅲ. 2. (6)に記載のとおり、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項が設けられており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなりますので、本プランの存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役または社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む）の中から選任されるものとなっております。

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、前記Ⅲ. 2. (4)②に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ. 2. (6)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

当社の株式の状況（平成25年10月31日現在）

1. 発行可能株式総数 50,240,000 株
2. 発行済株式総数 15,560,000 株
3. 株主数 3,093 名
4. 大株主の上位10名の状況

株主名	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社アンビシャス	1,500,000	9.64
株式会社朝日新聞社	778,000	5.00
株式会社朝日学生新聞社	778,000	5.00
学情社員持株会	684,400	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	632,700	4.06
中井 清和	624,100	4.01
北野 明子	455,000	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	407,900	2.62
北野 信雄	406,800	2.61
中井 大志	400,100	2.57

（注）上記のほか、当社が自己株式3,232,082株を保有しております。

特別委員会運営規則

第1条 (目的)

本規則は、当社が平成25年12月9日の取締役会の決定に基づいて公表した「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」中に定める大規模買付行為を対象とする対応策(以下、「本プラン」という。)の運用及び対抗措置の発動に関し、特別委員会が依るべき手続及び判断基準を定めることを目的とする。なお、本規則において用いられる用語は、別途定義される場合を除き、本プランにおいて用いられる用語と同じ意味を有するものとする。

第2条 (特別委員会の設置)

当社は、大規模買付行為に関する取締役会の判断及び対応の客観性、公正性及び合理性を担保するため、取締役会の諮問機関として特別委員会を設置する。

第3条 (特別委員会の構成等)

1. 特別委員会を構成する委員(以下、「特別委員」という。)は、3名以上とする。
2. 特別委員は、当社の業務執行を行う取締役会から独立し、当社及び取締役会との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役または社外の有識者等(弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含む。)の中から取締役会が選任する。選任にあたっては、特別委員の役割に鑑み、企業経営に関する知見、企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案する。
3. 当社は、特別委員との間で、委任契約書を締結するものとする。
4. 当社は、必要に応じ、当社の判断により、委員の氏名及び社外における役職名等の情報を公表することができるものとする。

第4条 (特別委員の任期)

1. 特別委員の任期は、取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した日から、選任後3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとし、再任を認めるものとする。
2. 大規模買付者が当社に対し意向表明書を提出し、又は特別委員会が第10条第1項各号に規定される検討を開始した後、取締役会評価期間が終了するまでの間に、前項に定める任期が満了する場合において、当社が任期を満了する特別委員に対し特別委員として再任することを申し出たときは、当該特別委員は、委任契約書において特段の合

意がなされた場合を除き、特別委員への再任を拒めない。

3. 前項に基づく再任の場合、当該再任された特別委員は、大規模買付者による大規模買付行為が終了したとき又は取締役会が対抗措置を発動し、その実行が終了したときのいずれか遅いときにおいて、特別委員を辞任することができるものとし、辞任の申し出がない場合には、当該特別委員の任期は、その後最初に開催される定時株主総会終了後の最初の取締役会の終結時までとする。
4. 取締役会が本プランを廃止する旨の決議をした場合、特別委員の任期は、本プランの廃止と同時に終了する。

第5条 （特別委員の解任）

取締役会は、以下の事由が生じた場合、特別委員を解任することができる。

- (1) 特別委員が、重度の身体又は精神の障害その他の事由により、当社の特別委員としての業務を遂行できないものと合理的に判断される場合
- (2) 特別委員が、特定株主グループ(議決権割合が20%以上のものに限る。以下、同じ。)に含まれる者又は特定株主グループに含まれる者になろうとする者との間に、客観的かつ中立的な立場から勧告を行うことが困難であると合理的に判断される関係を有していることを取締役会が認識した場合
- (3) 特別委員に法令、本プラン、本規則又は委任契約の違反又は不履行があった場合
- (4) 特別委員が第3条第2項前段に定める者ではなくなった場合

第6条 （報酬及び費用）

1. 当社は、特別委員に対し、合理的な金額の報酬を支払うことができる。
2. 当社は、特別委員に対し、特別委員がその職務を遂行するために負担すべき合理的な金額の費用を支払う。

第7条 （善管注意義務）

1. 特別委員は、善良な管理者の注意をもって、忠実にその職務を遂行する。
2. 特別委員は、その職務を遂行するために必要となる当社の経営状況について、四半期に1回以上、当社の取締役からその報告を受けるものとする。

第8条 （特別委員会の開催）

特別委員会は、本規則に従い、必要に応じて随時開催する。

第9条 （特別委員会の招集）

1. 特別委員会は、当社代表取締役又は各特別委員が招集する。
2. 特別委員会の招集は、書面、電磁的方法又は口頭による通知その他適当な方法により

行う。

3. 特別委員会は、本社においてこれを開催する。但し、必要がある場合は、他の場所で開催することができる。

第10条（特別委員会の権能）

1. 特別委員会は、取締役会が特別委員会に諮問する、以下に規定する事項につき検討、審議を行い、取締役会に対して勧告を行う。取締役会は当該勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
 - (1) 当社株式について大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の適切な判断及び取締役会としての評価・意見形成・代替案の提示のために必要かつ十分な情報が大規模買付者から提供されているか否かについての勧告、並びに、大規模買付者から必要かつ十分な情報が提供されていないときは、追加で一定の期限内に提供を求めるべき情報についての勧告
 - (2) 本プランに定める手続きが遵守された場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (3) 本プランに定める手続きが遵守されていない場合において、対抗措置を講じるか否かについての勧告
 - (4) 前2号の場合において、取締役会の講じる対抗措置が手段として相当か否かについての勧告
 - (5) 対抗措置を発動する手続を開始した後において、当該対抗措置の発動を維持することが相当か否かについての勧告
 - (6) 本プランの修正又は変更
 - (7) その他、上記に関連する事項に関わる勧告
2. 特別委員会における前項の検討及び審議は特別委員のみで行い、取締役は検討又は審議の場に同席しない。但し、特別委員会は、その検討及び審議に必要な情報を収集するために、取締役、従業員等又は監査役を出席させることができる。
3. 特別委員会は、取締役、従業員等又は監査役に対し、その検討及び審議に必要な当社に関する資料の提供を求めることができる。
4. 特別委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)から、その検討及び審議に必要な専門的な助言を得ることができる。

第11条（特別委員会の勧告）

1. 特別委員会の勧告の内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する(会議電話及びテレビ電話による出席を含む。)委員会において、その過半数の賛成をもつ

て決定する。

2. 特別委員会は、勧告内容を決定するに当たっては、別途定める対抗措置の発動の基準に従うものとする。
3. 特別委員会の勧告は、書面により行うものとする。
4. 前項の書面には、決議された結論及びかかる結論に至った理由の要旨を記載する。また、各特別委員は、同書面に、自らの意見(第1項の方法により決議された結論に沿うものか否かを問わない。)を記載することができる。
5. 当社は、必要に応じ、当社の判断により、特別委員会の勧告を記載した書面の全部又は一部を公表することができるものとする。

第12条 (議事録)

特別委員会の議事については、事務局が議事録を作成する。

第13条 (事務局)

特別委員会の事務局は、管理部に置く。

第14条 (規則の改廃)

本規則の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

以上

特別委員会の委員の略歴

本プランの特別委員会の委員は以下の3名により構成される予定です。

氏名：岩井伸太郎（いわい しんたろう）

生年月日：昭和29年1月18日

【略歴】

昭和54年	10月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和61年	2月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）退所
昭和61年	2月	公認会計士岩井伸太郎事務所 開業（現任）
平成元年	6月	フジ住宅株式会社 社外監査役（現任）
平成2年	9月	北斗監査法人（現仰星監査法人）設立 代表社員
平成23年	6月	江崎グリコ株式会社 社外監査役（現任）
平成25年	11月	仰星監査法人 退所

氏名：丑野正仁（うしの まさひと）

生年月日：昭和31年4月8日

【略歴】

平成9年	4月	弁護士登録（大阪弁護士会）
平成9年	4月	田中義信法律事務所 入所
平成13年	12月	田中義信法律事務所 退所
平成14年	1月	うしの法律事務所 開設

氏名：高木将雄（たかぎ まさお）

生年月日：昭和17年3月23日

【略歴】

昭和44年	1月	等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
平成19年	6月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）退所
平成19年	7月	公認会計士高木将雄事務所 開業（現任）

※上記3氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の数

本新株予約権無償割当て決議において、別途定める割当期日における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の保有する当社株式の数を控除します。）の同数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（当社を除く）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、無償で割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記10.(2)の規定に基づいて当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

- (1) 大規模買付者、もしくは大規模買付者に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者（以下、総称して「非適格者」という。）は、原則として、本新株予約権を行使することはできません。なお、非適格者は以下に定義される大規模買付行為若しくはその可能性のある行為を行う者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者やその他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「非適格者」に該当しないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等^(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合^(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得^(注3)をする者。
- ② 当社が発行者である株券等^(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合^(注5)とその特別関係者^(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる買付けその他の取得^(注7)をする者。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者やその他本株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は「非適格者」に該当しないものとします。
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じといたします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者^(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係^(注9)を樹立する行為^(注10)をする者。（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じとする。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)契約金融機関等は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使において所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。(但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記10.(2)のとおり、適用法令に従うことを条件として、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。さらに、本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(2) 上記にかかわらず、次の①乃至④の各号に記載される者は、大規模買付者に該当しないものとします。

- ① 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)又は当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義されます。)
- ② 当社を支配する意図がなく上記①に記載する要件に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(1)の大規模買付者に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより該当しなくなった者
- ③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、大規模買付者に該当することになった者である旨を当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- ④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者

(3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、①所定の手続の履行もしくは②所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、又は③その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行又は充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができません。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行又は充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行又は充足する義務は負いません。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができません。

(4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、①自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつ②その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約

した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができることとします。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国 1933 年証券法レギュレーション D 及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとし、なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記①及び②を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができず、当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

9. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

10. 当社による本新株予約権の取得

(1) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(2) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。また、当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

11. 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において別途決定します。

12. 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

13. その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。

以上